

阿見町道の駅整備事業検証委員会要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 29 年度までの阿見町追原地区における道の駅の整備及び運営準備に関する事業(以下「道の駅整備事業」という。)の検証を行うために設置する阿見町道の駅整備事業検証委員会(以下「検証委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 検証委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道の駅整備事業の検証に関すること。
- (2) その他道の駅の整備に係る検討に関し町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検証委員会の委員は、10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 会計に関し識見を有する者
- (3) 建築技術に関し識見を有する者
- (4) 土木技術に関し識見を有する者
- (5) 観光事業に関し識見を有する者
- (6) 金融機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要であると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の所掌事項に係る事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検証委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検証委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検証委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集し、委員長は当該会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が会議を招集する。

- 2 会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又

は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検証委員会の庶務は、町長公室政策秘書課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。